

【修正版】特別地域加算・中山間地域等小規模事業所加算・中山間地域等居住者へのサービス提供加算の対象地域等について

	対象地域	加算要件	単位数
<p>特別地域加算 ※三号地域・六号地域で重複している地域は六号地域の方に記載しています</p>	<p>○山村振興法第7条第1項により指定された振興山村(三号地域) 坂井市：旧竹田村地区 永平寺町：旧志比谷村地区、旧浄法寺村地区 越前町：旧糸生村地区、旧萩野村地区 美浜町：旧山東村地区、旧耳村地区 若狭町：旧熊川村地区 小浜市：旧内外海村地区、旧遠敷村地区、旧松永村地区、旧口名田村地区、旧中名田村地区、旧加斗村地区、旧宮川村地区 おおい町：旧名田庄村地区、旧佐分利村地区、旧大島村地区 高浜町：旧青郷村地区、旧内浦村地区 ○過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第2条第1項に規定する過疎地域等(六号地域) あわら市：旧芦原町 永平寺町：旧上志比村地区 大野市：全域 勝山市：全域 越前統：旧越前町地区 池田町：全域 南越前町：全域 若狭町：旧三方町</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所が左記対象地域内に所在すること 	<p>所定単位数 × 15/100</p>
<p>中山間地域等小規模事業所加算</p>	<p>○豪雪地帯対策特別措置法第2条第1項により指定された豪雪地帯・同条第2項により指定された特別豪雪地帯 上記特別地域加算算定対象地域を除く福井県全域</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所が左記対象地域内に所在すること ・前年度(3月除く)の1月あたりの平均延訪問回数がサービス種別毎に以下の回数以下であること 訪問介護：200回以下 訪問入浴介護：20回以下 訪問看護：100回以下 訪問リハビリ：30回以下 居宅療養管理指導：50回以下 介護予防訪問入浴介護：5回以下 介護予防訪問看護：5回以下 介護予防訪問リハビリ：10回以下 介護予防居宅療養管理指導：5回以下 	<p>所定単位数 × 10/100</p>
<p>中山間地域等居住者へのサービス提供加算</p>	<p>○豪雪地帯対策特別措置法第2条第1項により指定された豪雪地帯・同条第2項により指定された特別豪雪地帯 福井県全域 ※特別地域加算または中山間地域等小規模事業所加算を算定している事業所が通常の事業の実施地域外の居住者へ訪問サービスを提供する場合はこれらの加算と併算定可能</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問先の利用者宅が左記対象地域内に所在すること ・利用者宅が通常の事業を実施する地域外であり、交通費を徴収しないこと 	<p>所定単位数 × 5/100</p>